



税理士法人優和 埼玉本部

埼玉県蓮田市関山1-1-17  
TEL 048-769-5501  
FAX 048-769-5510  
E-mail [saitama@yu-wa.jp](mailto:saitama@yu-wa.jp)  
URL <http://www.yu-wa.jp>

# 飯野事務所通信

2013年  
4月号

## 教育雑感

飯野 浩一



### この号の内容

- 1 教育雑感
- 2 更正の請求期間の延長等
- 3 教育資金の一括贈与
- 4 欠損金の繰越控除制度&帳簿保存期間

後の記事で詳しく記載しておりますが、教育資金の一括贈与に関して贈与税の非課税制度が平成25年4月1日から設けられました。文部科学省からQ&Aも出され徐々に具体的な内容がわかってきました。海外の制度として運営されている学校の費用でも対象であること、学習塾・そろばん塾・ピアノ教室・スイミングスクール等も対象であることなどが明示されています。

趣旨は、高齢者から次世代へ資産を移転することで、教育費にかかる子育て世代を支援し、人材育成と経済活性化に寄与することとされています。

これからの子供はますますたいへんだなあと思うと同時に、多少の違和感を感じます。個人の問題であるとは思いますが、知識や技術はあるけれども、自ら行動する何かが足りない人が増えるのではないかというような危惧です。（贅沢病？）

知識や技術の習得は確かに必要ですが、それは人を通じて（ボランティアでも相応の対価を得るものでも）社会に何らかの形で役立つ活動に繋がらなければ、趣味です。学校を出て会社などの組織の一員となり仕事をするものの意味や喜び、社会の一員として例えば税金を払うことの意味やその仕組み、また政治への参加意識など、日本の高等教育は、ある意味その辺を学生は当然にカリキュラムを通じて理解していると扱っています。しかしながら、ごく一部を除いて若い時は知識として勉強はしたけれどもその後あまり考えたことがないというようなことが多い気が致します。（少なくとも私がそうでした。）

そのあたりを現在カバーしているのは、家庭や職場や友人や知人との繋がりであると思います。その中で気付きを得、智慧としていくのでしょうか。その意味で家庭や職場の責任は重大です。



今回このような税制改正が用意されましたが、教育機関や教育産業においては、知識や技術の習得だけではなく、人間としての教育にも力を注いでもらいたいと思います。また、従前から当然のことですが、家庭や職場においても、他人にお任せではなく、人を育てるという意識を持ち、行動することが大切ですね。

## 更正の請求期間の延長等

### レアメタル

平成23年12月2日に公布された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により更正の請求ができる期間が原則として5年間に延長されました。

まず、「更正の請求」とは当初の申告書に記載した所得の計算に誤りがあったため、その申告書に記載した税額が本来の正しい金額より過大であった、又は還付金が過少（新たに還付金が発生する場合を含む）であった、若しくは損失の繰越金額が過少であった場合に、その訂正を税務署長に求めるための手続きです。

これまでは、更正の請求の期間は法定申告期限から1年間しか認められていませんでしたが、先の法律により平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、5年間は更正の請求ができることとなったのです。

また、同じ法律により更正の請求範囲が拡大されました。

今までは当初申告の際に申告書に一定の税額控除等の措置を受ける旨の記載があった場合にのみ適用が可能（これを当初申告要件と言います）とされていたものについて、これが緩和され更正の請求（又は修正申告書）の提出により事後的に受けることが可能となりました。主なものは次の通りです。

1. 給与所得者の特定支出の控除の特例
2. 保証債務を履行するために資産を譲渡した場合の所得計算の特例
3. 純損失の繰越控除
4. 雑損失の繰越控除
5. 外国税額控除
6. 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入

更正の請求に際してはこれまでも、実務的にはその事実を証明する書類等の添付が行われていましたが、書類の添付が法の要請するところとなったことから必ず必要になりました。

なお、虚偽の内容を記載して、更正の請求書を提出した者に対する、1年以下の懲役または50万円以下の罰金とする罰則も新たに設けられました。

ちなみに、これまで述べてきた更正は税額が減少することから減額更正と呼ばれますが、税額が増額する更正を増額更正と呼び、税務署長が行うもので、これも今までは3年間できるとされていたものが、5年間に延長されました。

最後に、税額計算に誤りがあった場合等で、納税者が執るべきことをまとめると次の通りです。

| 法定申告期限           | 税額  | 手続き      |
|------------------|-----|----------|
| 平成23年12月2日<br>以後 | 増える | 修正申告     |
|                  | 減る  | 更正の請求    |
| 平成23年12月1日<br>以前 | 増える | 修正申告     |
|                  | 減る  | 更正の申出(注) |

(注) 更正の請求と内容は同じだが、期間は申告期限から3年以内



## 教育資金の一括贈与

吉田 政浩

平成 25 年の税制改正がこの 3 月 30 日に公布されました。その税制改正の中でも、特にお客様からの問い合わせが多かったのが、この「教育資金の一括贈与」です。

概要としては、「受贈者の教育資金に充てるためにその直系尊属が金銭等を抛出し、信託銀行などの金融機関に信託した場合は、受贈者一人につき 1,500 万円までの金額に相当する部分については贈与税を非課税とする。」というものです。適用期間は平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの時限立法となっています。また、贈与者および受贈者についてですが、贈与者は直系尊属ですので、父母、祖父母、曾祖父母などとなります。一方、受贈者については、子、孫、曾孫などとなりますが、こちらは 30 歳未満という年齢制限が設けられています。なお、受贈者が 30 歳に達した時点で残額が残った場合は、その残額に対して贈与税が課されることとなります。それでも、贈与額を使い切ってしまうと、贈与税がかからないということですから、それなりにインパクトはあります。

実は、今まででも父母や祖父母などの扶養義務者がその都度負担する子や孫の教育費等は、「贈与税の非課税財産」とされていたので、教育費が発生した都度に支払うのであればすべて非課税でした。しかし、これを一括して（つまり何年分かをまとめるなどして）子や孫に渡すのは贈与とされていたのです。税務署側から見れば、要は「本当に教育資金として使ったのかどうかかわからない。」ということなのでしょうが、今回の場合はその部分を信託制度によってクリアすることで、一括贈与を認めることになったようです。

それなら、「わざわざ一括で贈与しなくても、その都度払えばいい。」と思うかもしれません。では、この制度のメリットとは一体どこにあるのでしょうか？

この制度については、一般に「祖父母から孫へ」という文脈の中で語られています。つまり、祖父母世代から孫への世代への資産移転を促進するとともに、親世代の教育資金負担を軽減するほか、その親世代が負担していた教育資金の分を別の消費に向けてもらうよう考えられたものなのです。もちろん「父母から子へ」の一括贈与も認められてはいますが、それでは、結局父母の資金負担に変わりはありません。当然に、親世代の別の消費が増えるということもありません。これでは、一括贈与を認めた意味が無くなってしまいます。だからこそ「祖父母から孫へ」なのです。

「その都度払えば非課税」とは言いながら、父母の立場からすれば、自分の子供の教育資金をその都度祖父母にお願いするのはやはり心苦しいでしょう。一方で、祖父母からすれば、孫にはより良い環境でしっかりとした教育を受けてほしいと願っていると思います。そのような方は、一度この「教育資金の一括贈与」を検討していただいても良いかもしれません。



## 欠損金の繰越控除制度&帳簿保存期間

秋元 健央

青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度は、法人の特定の期に税務上の欠損金が発生した場合に、その欠損金を繰越、翌期以降の課税所得と相殺することで税負担を軽減する制度です。一昨年(2020年)の12月2日に公布・施行された「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」により、この欠損金の繰越控除制度に一定の使用制限が設けられるとともに、欠損金の繰越期間が7年から9年に延長されました。

改正された内容として、資本金1億円超の普通法人等は、欠損金の使用制限があります。それは、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から、その控除限度額は、繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得の金額の100分の80相当額とされました。例えば、以前の制度では、繰越欠損金の額が150万円で、その事業年度の繰越欠損金控除前の所得金額が100万円の場合には、150万円のうち100万円が損金の額に算入され、その事業年度の所得金額は0となります。しかし、現行制度からだると、同じケースになると、80万円(100万円(控除前所得金額)×100分の80)しか控除できなくなります。

ただし、資本金1億円以下の普通法人等(資本金5億円以上の法人の100%子法人は除く)は全額控除できます。

欠損金の繰越期間については、平成20年4月1日以後の終了年度において生じた欠損金額から9年延長されます。例えば3月決算法人の場合は、平成20年3月決算で生じた欠損金額の期間は、平成27年3月期までが最長の繰越期間でした。平成21年3月決算で生じた欠損金額の期間からは、平成30年3月期までが最長の繰越期間になりました。

欠損金の繰越期間が9年延長された関係で、帳簿書類の保存義務も変わります。本来であれば、法人には帳簿書類を確定申告の提出期限から7年間保存義務がありました。しかし、欠損金の繰越期間が9年間の制度適用した場合は、最大9年間にわたり帳簿書類を保存しなければなりません。帳簿書類の保存期間については、従前に増して注意を払う必要があります。

今回の制度では、資本金1億円以下の普通法人等(資本金5億円以上の法人の100%子会社は除く)にとっては、欠損金の使用制限がないので、有利規定になっております。

